

○国立大学法人筑波技術大学大学戦略室規程

令和元年 6 月 26 日
規 程 第 33 号

最終改正 令和 7 年 3 月 2 8 日規程第 16 号

国立大学法人筑波技術大学大学戦略室規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成 17 年規則第 1 号)第 12 条の規定に基づき、大学戦略室(以下「戦略室」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 戦略室は、本学の経営方針、経営戦略その他重要な政策について企画及び立案を行うことを任務とする。

(審議事項)

第 3 条 戦略室は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育研究組織の設置、再編の方針等に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画及び年度計画の策定に関すること。
- (3) その他大学運営・大学改革に関すること。

(組織)

第 4 条 戦略室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 産業技術学部長
- (5) 保健科学部長
- (6) 共生社会創成学部長
- (7) 障害者高等教育研究支援センター長
- (8) その他学長が指名する者 若干人

(任期)

第 5 条 前条第 7 号の室員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び副室長)

第 6 条 戦略室に室長及び副室長を置く。

2 室長は、学長をもって充て、副室長は、室員のうちから室長が指名する。

3 室長は、戦略室の業務を総括する。

4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。

(室員以外の出席)

第7条 室長は、必要と認めるときは、関係の職員に会議への出席を求め意見を聴くことができる。

(付議)

第8条 戦略室は、将来構想に関して企画及び立案した事項について、将来構想委員会に付議するものとする。

(事務)

第9条 戦略室の事務は、大学戦略課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、戦略室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年6月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 平成17年10月3日制定の国立大学法人筑波技術大学企画・戦略室規程は、これを廃止する。
- 3 平成28年5月27日制定の国立大学法人筑波技術大学大学戦略会議要項は、これを廃止する。

附 則

この規程は令和7年4月1日から適用する。